

# 国民健康保険税の税率を改正

南三陸町の平成17年度国民健康保険税の税率は、旧町の税率を継続していましたが、平成18年度の国民健康保険税は、次のとおり全町統一した税率に改正しましたのでお知らせします。

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるよう、加入者がお金を出し合い、お互いに助け合う大切な制度です。改正へのご理解と、納め忘れが無いようご協力をお願いします。

## 国保税の税率改正の内容

※志…旧志津川町 ㊦…旧歌津町

<b>医療保険分</b> 平成18年度 (限度額530,000円) 平成17年度 (限度額530,000円)	=	<b>①平等割</b> (1世帯あたりの額) <b>35,000円</b> 志 35,000円 ㊦ 35,000円	+	<b>②均等割</b> (加入者1人あたりの額) <b>26,000円</b> 志 25,000円 ㊦ 25,000円	+	<b>③所得割</b> (前年の所得に応じて計算) <b>7.4%</b> 志 6.7% ㊦ 6.0%	+	<b>④資産割</b> (固定資産税に応じて計算) <b>40%</b> 志 37% ㊦ 40%
<b>介護保険分</b> (40~64歳) 平成18年度 (限度額90,000円) 平成17年度 (限度額80,000円)	=	<b>⑤均等割</b> (加入者1人あたりの額) <b>13,000円</b> 志 11,500円 ㊦ 11,500円	+	<b>⑥所得割</b> (前年の所得に応じて計算) <b>1.9%</b> 志 1.3% ㊦ 1.3%				

①~⑥の合計がその世帯の国保年税額になります。

### 医療保険分の計算

平等割額 35,000円…① 均等割額 26,000円×3人=78,000円…②  
 所得割額 (所得245万円-所得割基礎控除33万円)×7.4%=156,880円…③  
 資産割額 今年度の固定資産税15万円×40%=60,000円…④  
 医療保険分 ①+②+③+④=329,800円 (100円未満切捨て)

### 介護保険分の計算 (40~64歳が該当)

均等割額 13,000円×40~64歳1人=13,000円…⑤  
 所得割額 (所得245万円-所得割基礎控除33万円)×1.9%=40,280円…⑥  
 介護保険分 ⑤+⑥=53,200円 (100円未満切捨て)

国民健康保険税額 医療保険分+介護保険分=383,000円

41歳のAさん(漁業 所得200万円・給与収入110万円・固定資産税15万円)、妻37歳(収入無し)、子ども1人の世帯の国保税額は?

※給与収入110万円の給与所得控除後の所得は45万円なので、Aさんの所得は漁業所得200万円と給与所得45万円の合計245万円。



国保税計算例

## 軽減措置の内容

世帯主と国保加入者の合計所得金額が一定基準以下であれば、下表のとおり国保税の平等割、均等割が軽減されます。未申告者などは所得が分からないため軽減されない場合がありますので、所得が無くとも必ず申告してください。

### ◇軽減額表

軽減割合	軽減基準	軽減額		
		区分	医療保険分	介護保険分
7割軽減	合計所得金額が33万円以下の世帯	平等割	24,500円	—
		均等割	18,200円	9,100円
5割軽減	合計所得金額が33万円以上で33万円+(24.5万円×(国保加入者数-1))以下の世帯	平等割	17,500円	—
		均等割	13,000円	6,500円
2割軽減	所得金額が、33万円+(35万円×国保加入者数)以下で、7割、5割軽減に該当しない世帯(申請が必要)	平等割	7,000円	—
		均等割	5,200円	2,600円

※平等割は1世帯あたり、均等割は1人あたりの軽減額です。

問い合わせ 町民税務課 課税係 電話46-1372 歌津総合支所 住民生活課 税務係 ☎36-3925